

2025年9月10日

東邦ガス株式会社

業務改善計画の取組み状況と今後の取組みについて

当社は、2024年3月4日、公正取引委員会から独占禁止法に基づく警告を受領したこと等を受け、2024年7月26日には、経済産業大臣からガス事業法に基づく業務改善命令、また、電力・ガス取引監視等委員会から業務改善指導（以下、「命令等」）をそれぞれ受けました。

本件に関しましては、お客さまをはじめ関係者の皆さまに、多大なるご心配をおかけいたしましたことを、改めて、深くお詫び申し上げます。

当社は、命令等に基づき、2024年8月23日に、経済産業大臣等に対して再発防止のための業務改善計画を提出するとともに、当該計画に基づいて、今後独占禁止法、ガス事業法等に違反することのないよう、内部監査機能の強化、競合会社との接触に係る事前承認・事後報告制度の施行、重層的かつ重点的な教育の実施、社内リネンシー制度の新設及び社内通報制度の強化、競合に関する議題を取り扱う重要な社内会議における法令遵守モニタリング等の取組みを徹底してまいりました。これらの取組みは着実に進捗しており、その旨、外部人材等から成る当社の業務改善計画検証会議にも確認していただきました。今般、これらの状況につき、経済産業大臣に報告したところです。

当社は今後とも、経営層が先頭に立ち、そのリーダーシップのもと、これらの取組みを継続して着実に実施してまいります。

以上